

障害福祉関係ニュース 平成29年度1号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算 348 号
(平成 29 年 4 月 6 日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 平成 30～32 年度を期間とする障害福祉計画、障害児福祉計画の基本指針が公布される | …P. 1 |
| 2 | 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」が発出される | …P. 3 |
| 3 | 「平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A」が発出される | …P. 3 |
| 4 | 「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」が発出される | …P. 7 |
| 5 | 平成 29 年度予算が成立する | …P. 8 |
| 6 | 全社協・中央福祉学院 平成 29 年度『介護職員実務者研修通信課程』のご案内
～ 6 月開講コースの申込を受付中です！～ | …P. 8 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成 30～32 年度を期間とする障害福祉計画、障害児福祉計画の基本指針が公布される

3 月 31 日に、平成 30～32 年度を期間とする障害福祉計画と障害児福祉計画の基本指針が公布されました。この内容は、昨年 10 月～今年 1 月の社会保障審議会障害者部会において協議され、2 月 2 日～3 月 4 日の期間でパブリックコメントに付されていきました。

以下に成果目標として具体的な数値目標が盛り込まれた項目について掲載しています。内容は、パブリックコメント時のものから変更はありません。

(※パブリックコメント時の内容より抜粋)

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示について（概要）

2 主な改正内容

(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点における施設入所者の 9 %以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2 %以上削減すること

を基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。

- ・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成 32 年度末における入院後 3 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点、入院後 1 年時点の退院率の目標値を、それぞれ 69%以上、84%以上、90%以上として設定することを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを旨とする。
- ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを旨とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

2. 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」が発出される

厚生労働省では、障害者総合支援法施行後 3 年後の見直しにより、「障害者の意思決定支援の在り方」に関して、社会保障審議会障害者部会において、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、同年 12 月に今後の取組みについて報告書を取りまとめました。

同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」がとりまとめられました。3 月 31 日付通知により、各都道府県、指定都市及び中核市に対し、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対する周知とともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただく旨の通知が発出されました。

3. 「平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A」が発出される

平成29年3月27日に第193回通常国会で成立した平成29年度予算において、介護人材・障害福祉人材の処遇改善（月額平均 1 万円相当）が、平成29年度障害福祉サービス等報酬改定により図られます。

「福祉・介護職員処遇改善加算」について、平成29年度からは福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算が創設されました。具体的には、既存の2つのキャリアパス要件（要件ⅠとⅡ、以下参照）に加えて、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること」と3つ目のキャリアパス要件（要件Ⅲ）を新設し、3つの全ての要件を満たす場合に、新たな加算Ⅰ（月額3万7,000円相当 = 旧加算Ⅰの月額2万7,000円相当 + 月額1万円相当）が適用されることになります。

今般、次頁のとおり、Q&Aが示されましたので、ご参照ください。また、通知及びQ&A全文は下記URLよりご確認ください。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定について > 障害福祉サービス等報酬改定 Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148899.html>

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A

<一部抜粋>

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(福祉・介護職員処遇改善加算について)

(キャリアパス要件Ⅲについて①)

問 1 キャリアパス要件Ⅲと既存のキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違い如何。

(答)

キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めているものである。

一方、新設する福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の加算（Ⅰ）（以下「新加算（Ⅰ）」という。）の取得要件であるキャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。

(キャリアパス要件Ⅲについて②)

問 2 昇給の仕組みとして、それぞれ『①経験 ②資格 ③評価のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けること』という記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要件を定めてもいいか。

(答)

お見込のとおり。

(キャリアパス要件Ⅲについて③)

問 3 昇給の方式については、手当や賞与によるものでもよいのか。

(答)

昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、手当、賞与等を問わない。

(キャリアパス要件Ⅲについて④)

問 4 資格等に応じて昇給する仕組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する」とあるが、具体的にはどのような仕組みか。

(答)

本要件は、介護福祉士の資格を有して事業所や法人に雇用される者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇給を図る観点から設けているものであり、例えば、介護福祉士の資格を有する者が、社会福祉士の資格を取得した場合に、より高い基本給や手当が支給される仕組みなどが考えられる。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑤)

問5 キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの対象となるか。

(答)

キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての福祉・介護職員が対象となり得るものである必要がある。

また、福祉・介護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、加算の対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。新加算（Ⅰ）の取得に当たっても本取扱いに変わりはないが、キャリアパス要件Ⅲについて、派遣労働者を加算の対象とする場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑥)

問6 キャリアパス要件Ⅲの昇給の基準として「資格等」が挙げられているが、これにはどのようなものが含まれるのか。

(答)

「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。

また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、福祉・介護職員として職務に従事することを前提としつつ、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。

また、必ずしも公的な資格である必要はなく、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たし得る。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなっていることを要する。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑦)

問7 『一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み』とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。また、「定期に」とは、どの程度の期間まで許されるのか

(答)

昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑧)

問 8 キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善総額だけでは、加算の算定額を下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。

(答)

キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みによる賃金改善では加算の算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回っていればよい。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑨)

問 9 新加算（Ⅰ）取得のため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するが、平成 29 年度について、当該承認が計画書の提出期限の 4 月 15 日までに間に合わない場合、新加算（Ⅰ）を算定できないのか。

(答)

計画書に添付する就業規則等について、平成 29 年度については、4 月 15 日の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定のものを添付することとしてよい。ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを 6 月 30 日までに指定権者に提出すること。

(キャリアパス要件Ⅲについて⑩)

問 10 平成 29 年 4 月 15 日までに暫定のものとして添付した就業規則等につき、役員会等の承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じた場合、新加算（Ⅰ）は算定できないのか。

(答)

事業所や法人内部において承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じ、結果としてキャリアパス要件Ⅲを満たさない場合については、新加算（Ⅰ）は算定できないが、新加算（Ⅰ）以外の区分の算定要件を満たしていれば、変更届を提出の上、当該区分の加算を取得できる。また、内容の変更が軽微で、変更後の内容がキャリアパス要件Ⅲを満たす内容であれば、変更届の提出を要することなく、新加算（Ⅰ）を取得できる。

なお、処遇改善に関連する事項として、「平成28年障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の結果が3月31日に公表されましたので、あわせてご報告します。同調査は、障害福祉サービス等従事者の処遇の状況、福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期（平成30年度）報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として実施されました。平成27年9月と平成28年9月における障害福祉サービス等従事者の給与等を対象に調査が行われ、有効回答数は7,756（有効回答率60.5%）です。

福祉・介護職員処遇改善加算等の届出状況は、処遇改善加算を取得（届出）している施設・事業所は79.1%（平成27年度調査では80.0%）、処遇改善特別加算を取得している施設・事業所は1.8%（同2.8%）、取得していない施設・事業所は19.0%（同17.2%）となっています。処遇改善加算の届出状況をみると、「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」（注）を取得している事業所は60.2%です。

同加算（Ⅰ）を取得していない事業所に対する取得が困難な理由についての調査（複数

回答可)では、68.2%の事業所が「キャリアパス要件Ⅰを満たすことが困難」と回答しています。さらにキャリアパス要件Ⅰを満たすことが困難な理由についての調査(複数回答可)では、68.0%の事業所が「福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めることが難しいため」と回答しています。

加算を取得した事業所等における給与等の引き上げの実施方法は、「定期昇給を実施(予定)」が67.1%(同64.7%)と最も多く、次いで「各種手当を引上げまたは新設(予定)」の28.7%(33.3%)です。従事者の平均給与額の状況をみると、加算を取得した事業所等における福祉・介護職員(常勤者)の平均給与額は297,069円であり、平成27年と28年を比較すると13,807円の増となっています。

詳細は以下のURLよりご参照ください。

(注)平成27・28年度時点の加算Ⅰであり、同加算区分は29年度は加算Ⅱとなります(新設の区分が加算Ⅰとなるため)。

[厚生労働省]ホーム>統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査>結果の概要>平成28年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の調査結果について http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/h28.html

4. 「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」が発出される

昨今の疾病や障害・介護、出産・子育てなど複雑化する課題に対応するため、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。

福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組むことが求められます。これまでも積極的に地域活動に取り組まれている社会福祉施設等の職員も多くいますが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかった状況があります。

また、本年2月7日に、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が決定・公表した「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記されています。これを踏まえて、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、平成29年3月31日に、下記のとおり示されました。

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。

5. 平成 29 年度予算が成立する

3 月 27 日、平成 29 年度予算案が参議院本会議において提出案のとおり可決、成立しました。予算案は、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定、1 月 20 日からの今通常国会に提出されていました。

予算案の内容については、一般会計の総額は 97 兆 4,547 億円（28 年度当初予算比 7,329 億円増・0.8%増）です。

厚生労働省予算は 30 兆 6,873 億円（同 3,763 億円増・1.2%増）、その中の社会保障関係費は 30 兆 2,483 億円（同 3,852 億円増・1.3%増）となります。障害保健福祉部関係の予算については 1 兆 7,486 億円（同 1,141 億円増・7.0%増）、その内の障害福祉サービス関係費については 1 兆 2,656 億円（同 1,096 億円増・9.5%増）に達しています。

詳細は、以下の URL にてご確認ください。

[厚生労働省]ホーム>政策について>予算および決算・税制の概要>予算>平成 29 年度厚生労働省所管予算案関係 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/index.html>

6. 全社協・中央福祉学院 平成 29 年度『介護職員実務者研修通信課程』のご案内 ～ 6 月開講コースの申込を受付中です！～

全社協中央福祉学院では、介護職員の人材育成と介護福祉士国家試験の受験資格取得を支援するため、県・市社協と連携し、『介護職員実務者研修通信課程』を開講しています。

現在、各スクーリング実施社協にて、平成 29 年度の受講生を募集しております。職場でのご理解ご協力のもと、多くの方々の受講をお待ちしています。

詳細は以下ご参照ください。

【通信課程の概要】

受講期間：保有資格によって異なります。下記は一例です。

【訪問介護員養成研修(2 級)修了者／介護職員初任者研修修了者】

2017 年 6 月 1 日～12 月 31 日（7 ヶ月間）

【訪問介護員養成研修(1 級)修了者】

2017 年 7 月 1 日～12 月 31 日（6 ヶ月間）

※保有資格なし（4/1～12/31）コースの募集は締め切りました。

- ・ **学習内容：** 自宅学習(11 科目)※保有資格によって学習科目が異なります。
スクーリング(介護過程Ⅲ(45 時間)／医療的ケア演習)

- ・ **スクーリング実施県・市社協：** 岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、神奈川県、川崎市、長野県、愛知県、滋賀県、大阪府、大阪市、奈良県、鳥取県、広島県、山口県

- ・ 受講料：【訪問介護員養成研修(2級)修了者、介護職員初任者研修修了者】130,000円
【訪問介護員養成研修(1級)修了者】90,000円
(テキスト代、税込)※クレジットカード決済による分割払いが利用できます。
- ・ 申込受付期間：ただいま申込受付中
※申込締切りは各県・市社協により異なります
(岩手県、秋田県、滋賀県での募集は締め切りました)。
- ・ その他： 本研修課程は、教育訓練給付金制度の支給対象講座に指定されています。また、各都道府県が行う介護福祉士修学資金等貸付制度が利用できます。
- ・ 問合せ先：社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
TEL:046-858-1355 FAX:046-858-1356
中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/training/course2643.html>
(↑) 受講案内・申込書はこちらからダウンロードできます。